**平成２８年（フ）第２号**
長野県伊那市上牧6447番地３　水神橋団地139号
債務者　小坂ゆかり
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
長野地方裁判所伊那支部

**平成２７年（フ）第３９１号**
岐阜市雲雀ケ丘18番地１
債務者　村橋まさ代
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
岐阜地方裁判所

**平成２７年（フ）第４１３号**
岐阜市古市場90番地１
債務者　清水　忠義
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
岐阜地方裁判所

**平成２８年（フ）第１号**
岐阜市柳津町高桑１丁目173番地１　（エンゼル・ランプ有料老人ホーム）、前住所岐阜市県町２丁目２番地　（亀甲ビル　506号室）
債務者　篠田　芳夫
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
岐阜地方裁判所

**平成２７年（フ）第１６２号**
滋賀県東近江市五個荘小幡町777番地１
債務者　水野佐代子
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２８年（フ）第１４号**
滋賀県愛知郡愛荘町豊満837番地６
債務者　佐々木新吾
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２７年（フ）第１２９号**
鳥取県鳥取市吉成523番地７、旧住所鳥取県鳥取市栗谷町21番地１、従前の住所鳥取県鳥取市緑ケ丘３丁目20番20―201号　ハピネス緑ケ丘201号
債務者　見浦　由香
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第７号**
愛媛県新居浜市西の土居町１丁目１番44号桜106号
債務者　河野　数樹
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２７年（フ）第３４号**
高知県安芸市宝永町472番地５
債務者　藤岡　耕平
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

**平成２８年（フ）第６号**
福岡県久留米市南４丁目11番１―202号
債務者　吉田　秀雄
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２８年（フ）第３３号**
宮崎市高岡町五町64番地、前住所宮崎市高岡町飯田825番地　市営住宅282棟301号
債務者　郡　　道子
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２８年（フ）第１０号**
宮崎県日向市大字幸脇1026番地１
債務者　岡本　信雄
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２７年（フ）第４５２号**
鹿児島県鹿児島市長田町32番１号（特別養護老人ホーム城山苑）
債務者　日高　**廣**美
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２７年（フ）第４５３号**
鹿児島県鹿児島市長田町223　介護老人保健施設ナーシングホーム城山の森、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市長田町32番１号（特別養護老人ホーム城山苑）
債務者　日高　侑子
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２８年（フ）第１号**
鹿児島県鹿児島市川上町735番地４
債務者　東　　誠
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２８年（フ）第１７号**
鹿児島県鹿児島市新照院町16番５号（サードアベニュー新照院403号）
債務者　篠﨑比呂志
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

第明治三十二種郵便物認可　年三月三十一日